

第2次尾張旭市 男女共同参画プラン

～中間見直し版～

令和2年3月

すくすくのびのび
尾張旭市



計画の見直しにあたって

男女共同参画社会とは、すべての人が性別に関わらず、個性と能力を最大限に発揮できる社会のことをいいます。少子高齢化がますます進行し、経済活動のグローバル化、地域社会におけるコミュニティの変化等、社会情勢がめまぐるしく変化する中、男女共同参画の視点は一層重要となっています。

本市は、平成 26 年 4 月に、市、市民、事業者及び教育関係者が協働し、市民一人ひとりが輝くまちの実現をめざして、「尾張旭市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、「第 2 次尾張旭市男女共同参画プラン」を平成 27 年 3 月に策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

この度、「第 2 次尾張旭市男女共同参画プラン」の計画期間が中間年度を迎えたことから、最近の国や県、本市の動向等を踏まえ、女性の活躍推進や多様な性や生き方への理解促進など、新たな課題にも取り組んでいくため、中間見直しを行いました。



中間見直しのポイント

今回の中間見直しでは、基本理念や基本目標、施策の体系は継承しつつ、事業や数値目標等について部分的な見直しを行いました。

計画の位置づけ

この計画は、次の計画として位置づけます。

- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」
- 「尾張旭市男女共同参画推進条例」第 10 条第 1 項に定められた「基本計画」
- 「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項に定められた「市町村基本計画」(基本目標 6)
- 「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に定められた「市町村推進計画」(基本目標 3・4)

NEW

計画の期間

計画期間は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間です。中間年度である令和元年度に中間見直しを行いました。

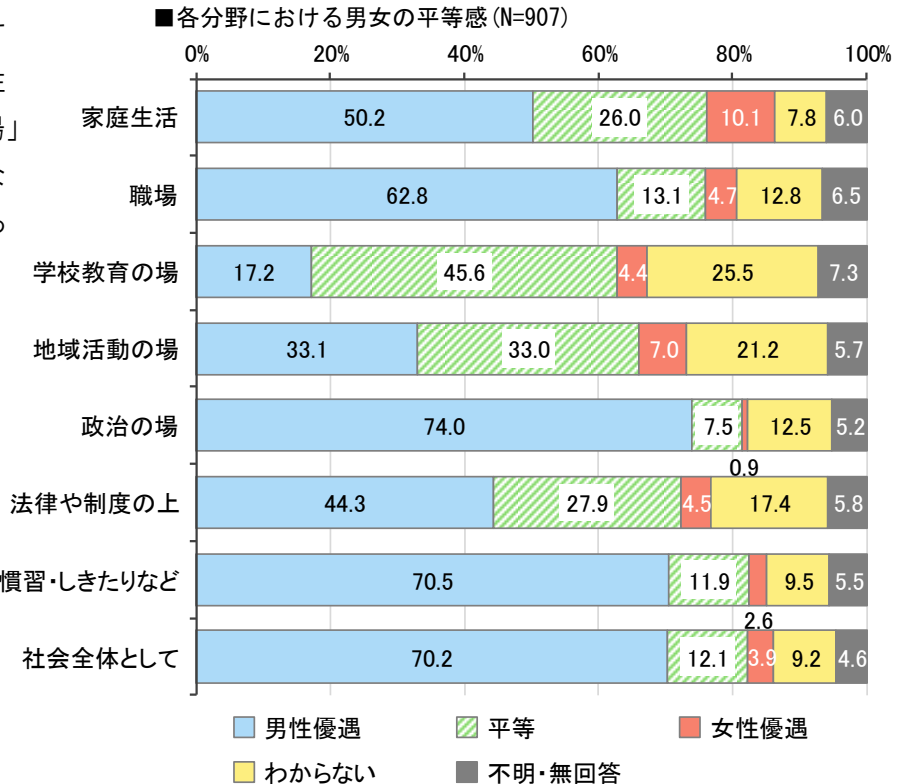
(年度)									
平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
第 2 次尾張旭市男女共同参画プラン									
			基礎 調査	中間 見直し					次期プラン 策定

本市の現状と課題

市民意識調査の結果（平成 30 年度実施）

各分野における男女の平等感について

「学校教育の場」を除くすべての分野において、「男性優遇」が高く、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性優遇」が強くなっています。

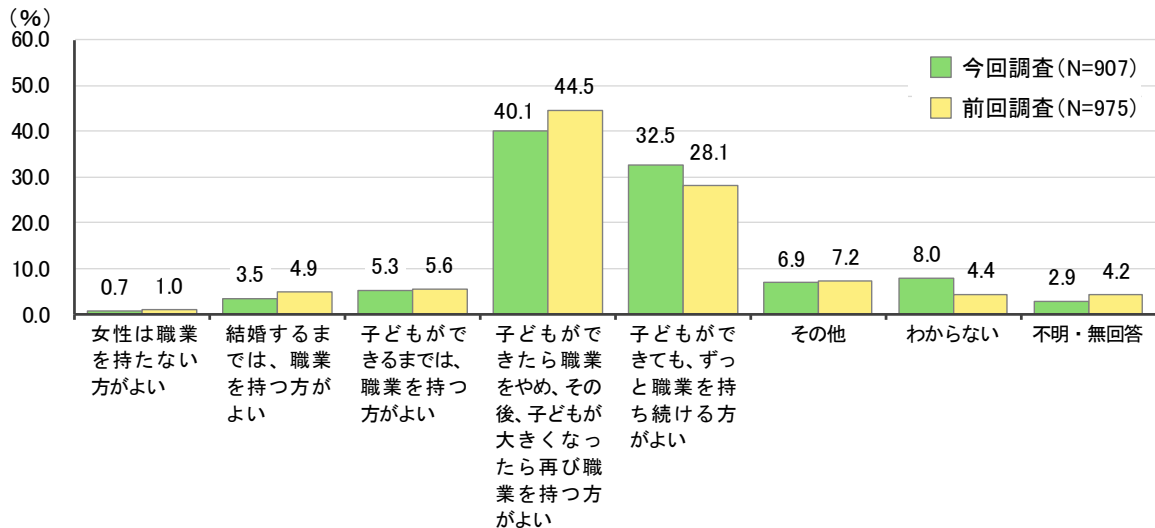


女性が職業を持つことについて

「子どもができたなら職業をやめ、その後、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が最も高く、次いで「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」となっています。

平成 25 年度に実施した前回調査でも同様の傾向となっていますが、「子どもができたなら職業をやめ、その後、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」がやや減少、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」がやや増加しています。

■女性が職業を持つことについて



男女共同参画社会実現のために力を入れていくべきことについて

市民では「性別に関わらず、家事や育児、介護などに積極的に関わる」、企業では「男女ともに育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる」、行政では「子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る」が最も高くなっています。

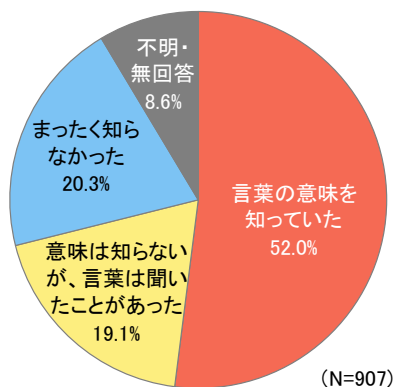
男女共同参画社会実現のために力を入れていくべきこと（上位3位を抜粋）（N=907）

市民として	企業として	行政として
1位 性別に関わらず、家事や育児、介護などに積極的に関わる	1位 男女ともに育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる	1位 子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る
2位 性別に基づく固定的な習慣、しきたりなどを見直す	2位 育児休業や介護休業の制度を整備・充実する	2位 男女共同参画に関する情報提供や相談などの場を充実する
3位 職場での男女共同参画や、仕事と生活の両立を進める	3位 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を進める	3位 職場における男女平等について企業等に働きかける

「LGBT」という言葉の認知度について

「LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)」という言葉の認知度について、「言葉の意味を知っていた」が5割以上となっています。近年、時事問題として多く取り上げられることが背景にあると考えられます。一方で、「まったく知らなかった」は2割を占めています。

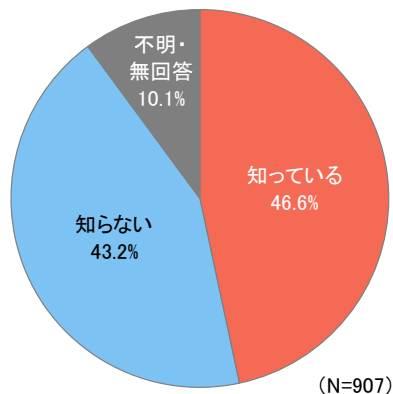
「LGBT」という言葉の認知度



DVに関する相談窓口の認知度について

DVに関する相談窓口の認知度について、「知っている」が5割弱となっています。前回調査から認知度に大きな変化はみられなかったため、相談窓口の周知を一層進める必要があります。

DVに関する相談窓口の認知度





現状と課題のまとめ

社会情勢や統計データ、各種調査結果から、本市の男女共同参画における現状と課題をまとめました。

現状 固定的な性別役割分担意識が依然としてみられる

固定的な性別役割分担意識は、以前より薄れているものの、依然として残っています。

「女性だから」「男性だから」といった考え方により、一人ひとりの持つ個性や能力が十分に発揮されていないおそれがあります。

課題1 あらゆる分野で男女の平等感を高める必要がある

各分野の平等感は、おおむね「男性優遇」とする割合が高くなっています。男女平等について、市民一人ひとりの意識を高める必要があります。

男性の家庭参画

日常的な家事の多くを女性が担っている傾向があるため、男性の家庭参画を一層進める必要があります。

女性の活躍支援

職業生活での活躍を望む女性を後押しする周囲の理解や、事業所側の意識の向上等を図る必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と育児、介護との両立支援等、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の整備を進める必要があります。

意思決定の場への女性の参画

政治や企業等の意思決定の場に女性の参画を進める必要があります。

課題2 自分とは異なる性に対する意識や理解が必要である

多様な性や、DV等について正しく理解し、お互いの人権を尊重し合うことが求められます。

多様な性についての理解促進

多様な性についての理解を深め、偏見や差別をなくしていく必要があります。

DV・ハラスメントの防止と相談窓口の周知

DVや様々なハラスメントの発生を防ぐための意識啓発や、各種相談窓口の周知を進める必要があります。

計画の基本的な考え方

本計画のめざす姿である「男女共同参画社会の実現」及び5つの基本理念を維持しつつ、さらに計画を推進していきます。

めざす姿

男女共同参画社会の実現

基本理念

- 1 個人の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案や決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調



基本目標 1

男女共同参画に関する学習・啓発

市民一人ひとりが、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できるよう、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場所で男女共同参画や多様な性についての意識啓発を行い、理解を深めることで、男女共同参画社会を実現する上での基盤を整備します。

施策 1-1

人権・男女共同参画についての意識啓発の推進

- ① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- ② 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- ③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し
- ④ メディアにおける女性の人権尊重

成果目標

- 社会全体での男女の平等感
現状値【34.8%】 目標値【40.0%】
- 「LGBT」という言葉の認知度
現状値【52.0%】 目標値【58.0%】

施策 1-2

男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

- ① 学校教育・保育等における男女平等の推進
- ② 子どもに対する男女共同参画の意識の醸成
- ③ 生涯学習における男女共同参画学習の充実

成果目標

- 学校教育における男女の平等感
現状値【74.1%】 目標値【90.0%】
- 男女共同参画に関する講座の参加人数
現状値【62人】 目標値【120人】

基本目標 2

家庭・地域における男女共同参画

生活の場の中心となる家庭や地域社会において、市民一人ひとりが個人として自立し、家事や子育てなどの家族としての役割、地域コミュニティの一員としての役割を果たしながら、自己実現に取り組むことができる環境をつくります。また、地域防災分野においてもさらなる男女共同参画を進めます。

施策 2-1

家庭生活における男女共同参画の推進

- ① 家事・育児・介護への男女共同参画の推進
- ② 男女平等の家庭教育の推進

成果目標

- 家庭生活における平等感
現状値【46.6%】 目標値【56.0%】
- 家事・育児・介護参画への意識
現状値【36.6%】 目標値【40.0%】

施策 2-2

地域社会における男女共同参画の推進

- ① 男女が地域活動・行事に参加しやすくなるための条件整備
- ② 地域活動における男女共同参画の推進

成果目標

- 地域活動の場における平等感
現状値【58.7%】 目標値【66.0%】
- 町内会長・自治会長の女性の割合
現状値【14.0%】 目標値【15.0%】

施策 2-3

地域防災における男女共同参画の推進

重点施策

- ① 地域防災における男女共同参画

成果目標

- 防災会議における女性委員の割合
現状値【16.0%】 目標値【24.0%】
- 自主防災組織における女性役員の割合
現状値【16.7%】 目標値【17.6%】

基本目標 3

労働における男女共同参画

尾張旭市女性活躍推進計画

職場における男女共同参画、子育て支援等の気運の醸成を図り、仕事を持つ男女のワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性の職業能力の開発や再就職支援などを推進するとともに、男性の育児休業や介護休業の取得推進などを進め、誰もがいきいきと働き続けられる職場環境づくりを推進します。

施策 3-1

女性の就労機会の拡大

- ① 女性の職業能力開発の支援
- ② 多様な働き方の条件整備
- ③ 女性の再就職や起業への支援

成果目標

- 職場における平等感
現状値【36.2%】 目標値【50.0%】
- 創業セミナーにおける女性参加者の割合
現状値【70.0%】 目標値【70.0%】

施策 3-2

重点施策

ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備
- ② 職場における男女平等についての啓発
- ③ ワーク・ライフ・バランスを支える子育て支援サービス等の充実

成果目標

- 市内ファミリー・フレンドリー企業数
現状値【3企業】 目標値【5企業】
- 「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」における市内賛同事業所数
現状値【3事業所】 目標値【5事業所】

基本目標 4

意思決定の場における男女共同参画

尾張旭市女性活躍推進計画

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定の場への女性の参画を拡大します。また、女性の人材育成を進め、女性自らが力をつけていく支援を行います。

施策 4-1

政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

- ① 市が設置している審議会等への女性委員の登用推進
- ② 女性の管理職への登用推進

成果目標

- 審議会等における女性の割合
現状値【40.5%】 目標値【40.0%】*
- 市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率
現状値【20.3%】 目標値【20.0%】*

施策 4-2

女性が力を持った存在になることへの支援

- ① 女性のエンパワーメントの推進

成果目標

- 男女共同参画人材育成セミナー修了者数
現状値【13人】 目標値【18人】

※目標値は、現状値のみでなくこれまでの実績値に基づき設定



基本目標 5

誰もが安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の実現の基盤となる、誰もがいつまでもいきいきと暮らせる環境を整備します。また、ひとり親家庭、外国人など、様々な立場や家族形態にある人たちが安心して暮らすことができるよう、それぞれの立場に立った支援を推進します。

施策 5-1

女性の性や健康に関する理解の推進

- ① 妊娠・出産に関わる保健施策の充実
- ② 性に関する情報や学習機会の提供

成果目標

- パパママ教室における夫の参加率
現状値【20.0%】 目標値【20.0%】
- 母子保健サービスに対する満足度
現状値【79.7%】 目標値【80.0%】

施策 5-2

困難に直面する男女への支援

- ① ひとり親家庭、在住外国人などへの支援

成果目標

- 相談件数に対する母子家庭等自立支援事業利用者割合
現状値【36.0%】 目標値【40.0%】

基本目標 6

男女間のあらゆる暴力の根絶

尾張旭市DV防止基本計画

男女共同参画社会の実現を阻む暴力根絶をめざし、人権が尊重されるまちづくりを進めるため、児童虐待防止対策等と連携を図りつつ、DVの防止と被害者の保護、自立支援等の一体的な対策を進めます。また、様々なハラスメントの予防と根絶に取り組みます。

施策 6-1

重点施策

暴力を未然に防止する仕組みづくり

- ① DV等の防止に向けた情報提供や暴力を許さない意識の啓発
- ② 女性の人権擁護のための仕組みづくり

成果目標

- DVに関する相談窓口の認知度
現状値【45.2%】 目標値【60.0%】

施策 6-2

被害者支援の推進

- ① 一時的な保護体制の確立
- ② 相談・支援体制の強化

成果目標

- 相談従事者の研修・セミナー等受講回数
現状値【6回】 目標値【6回】

発行：尾張旭市
編集：市民生活部 市民活動課
住所：〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地1
TEL:0561(76)8125 FAX:0561(52)0831
発行年月：令和2年3月